

令和9年度共同募金配分金受配申請書（広域活動団体支援事業費） 提出要領

共同募金への申請にあたってのお願い

共同募金は、愛知県内の地域福祉を支えるために、県民の皆さまから寄せられた寄付金によって成り立っています。毎年、多くのご支援をいただいておりますが、社会福祉施設・団体から多くの申請が寄せられており、すべての要望に応えることが難しい状況があります。

寄付金を適切に活用し、県民の皆さまに共同募金への理解と協力を広げていくためには、配分対象となる事業が「県民にとってわかりやすく、納得できる使いみち」であることが重要です。

共同募金への申請を行う際には、その事業が県民の皆さまから理解と支援を得られる内容かどうかを十分に検討したうえでご申請されますようお願いいたします。

1 配分金の交付基準について

「共同募金配分金交付基準（広域活動団体支援事業費）」をご参照ください。

ただし、「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」に規定している事項を満たしていることとします。

2 提出書類、提出方法について

(1) 提出書類

様式第1号「令和9年度共同募金配分金受配申請書（広域活動団体支援事業費）」を作成し、「添付書類一覧」（共同募金配分金受配申請書の2枚目）に記載の関係書類を添付の上、愛知県共同募金会あてご提出ください。

(2) 提出方法

愛知県共同募金会あてご提出ください。

ただし、過去3年間に愛知県共同募金会から当事業の配分金を受けていない団体については、提出書類を愛知県共同募金会までご持参ください。併せて、面接による申請内容の聞き取り（ヒアリング）を行いますので、申請内容について、ご説明いただける方がご来会くださいますようお願いいたします。

お越しの際には、事前にお電話くださいますようお願いいたします。

3 受付期間

令和8年4月20日～令和8年5月22日[必着]

4 注意事項

- ① 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、「共同募金配分金交付基準」をご参照いただき、適切な内容でご申請ください。
- ② 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手（契約等）した場合は、配分決定を取り消します。配分の決定は、令和9年4月の予定です。「申請から決定及び精算までの流れ(予定)」をご参照ください。
- ③ 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- ④ 愛知県共同募金会へ提出した受配申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- ⑤ 財源が大幅に減り、厳しい状況となっています。要望にお応えできない場合（減額、不採択）がありますので予めご了承ください。
- ⑥ やむをえず、受配申請を取り下げの場合には、速やかに愛知県共同募金会へご連絡ください。

5 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館 3階

T E L 052-212-5528 F A X 052-212-5529